

○総務省令第 号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の八において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十七条第一項第三号、第二項第三号、第三項及び第四項、第六百八十二条第一項及び第三項、第六百九十一条第二項、第六百九十五条第三項及び第七百三条第三号並びに地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十四条第一項第一号及び第三十七条第一項の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

総務大臣 林 芳正

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項) 第十八条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十七条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 募集地方債証券等（法第五条の六に規定する募集地方債証券等をいう。次条において同じ。）の申込期日 二 地方債証券等（法第五条の五第二項に規定する地方債証券等をいう。以下同じ。）の管理の委託を受けた者を定めたときは、その名称 三 地方債証券等の応募額が総額に達しない場合において、その残額を引き受けることを契約した者があるときは、その旨 四 地方債原簿管理人（法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百八十三条に規定する地方債原簿管理人をいう。第二十三条第九号において同じ。）を定めたときは、その氏名又は名称及び住所 (書面の交付) 第十九条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百七十七条第二項第三号に規定する総務省令で定める事項は、地方公共団体が令第三十三条第九号の最低金額を定めた場合において、募集地方債証券等の引受けの申込みをする者が希望する払込金額とする。
改正前	(令第四十三条第五項の総務省令で定める記録) 第十八条 令第四十三条第五項の総務省令で定める記録は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに記録されるものとする。 〔新設〕

(電磁的方法)

第二十条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百七十七条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条及び第二十四条において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による情報提供又は通知の際に示すべき事項)

第二十一条 令第三十七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類

〔新設〕

〔新設〕

及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第二十二条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百七十七條第四項に規定する総務省令で定める場合は、地方公共団体が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合であつて、当該地方公共団体が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

(地方債証券等の種類)

第二十三条 令第三十四条第一項第一号に規定する総務省令で定める事項

〔新設〕

〔新設〕

は、次に掲げる事項とする。

- 一 地方債証券等の発行の目的
- 二 地方債証券等の利率
- 三 地方債証券等の償還の方法及び期限
- 四 利息支払の方法及び期限
- 五 地方債証券を発行するときは、その旨
- 六 地方債証券等の債権者が法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 七 法第五条の十の規定により共同して地方債証券等を発行するときは、その旨及び各地方公共団体の負担部分
- 八 地方債証券等の管理の委託を受けた者があるときは、その名称
- 九 地方債原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

(電磁的記録)

第二十四条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する総務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(電子署名)

第二十五条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第三項及び同法第六百九十五条第三項に規定する総務省令で定める

〔新設〕

〔新設〕

署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録（前条に規定する電磁的記録をいう。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（地方債原簿記載事項の記載等の請求）

第二十六条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百九十

一条第二項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 地方債証券等取得者（地方債証券等を発行団体以外の者から取得した者（当該発行団体を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が、地方債証券等の債権者として地方債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該地方債証券等取得者の取得した地方債証券等に係る法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 地方債証券等取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

〔新設〕

三 地方債証券等取得者が一般承継により当該地方債証券等を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 地方債証券等取得者が当該地方債証券等を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

2 前項の規定にかかわらず、地方債証券等取得者が取得した地方債証券等が地方債証券を発行する定めがあるものである場合には、法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する総務省令で定める場合は、地方債証券等取得者が地方債証券を提示して請求をした場合とする。

〔地方債証券等の管理の委託を受ける者の資格〕

第二十七条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第七百三条

第三号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第三条の免許を受けた者

二 株式会社商工組合中央金庫

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

〔新設〕

五 信用金庫又は信用金庫連合会 六 労働金庫連合会 七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行 八 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社 九 農林中央金庫	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。